退 職 金 規 程

(退職金規定)

第1条 この規程は、就業規則第38条にもとづき、職員の退職金に関する事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則第2条第1項に定める職員に適用する。 (支給要件)

第3条 退職金は、勤続満1年以上の職員が退職したときに支給する。 (支 給 額)

- 第4条 退職金は、次のとおりとする。
 - (1) 普通退職した場合 退職時の本給に、勤続年数に応じた別表(退職金支給率表) A欄の 乗率を乗じて算出した金額
 - (2) 定年退職した場合、業務上の傷病により退職した場合及び死亡により退職した場合

退職時の本給に、勤続年数に応じた別表(退職金支給率表) B欄の 乗率を乗じて算出した金額

(特別加算)

- 第5条 次の各号の1に該当するときは、特別加算を行うことがある。
 - (1) 在職中特別の功労があった場合
 - (2) 退職事情により特に必要と認めた場合

(支給制限)

第6条 懲戒解雇された職員には、原則として退職金を支給しない。 (勤続年数の計算)

- 第7条 勤続年数の計算は、次のとおりとする。
 - (1) 勤続年数は、職員として採用された日から退職の日までとする。
 - (2) 休職期間は、原則として勤続年数に通算しない。
 - (3) 勤続年数の計算は、1ヵ年に満たない月数は月割で計算し、1ヵ月に満たない日数は1ヵ月に繰上げる。
 - (4) 月割計算の方法は、端数月を1ヵ年に繰上げた勤続年数に応ずる額と端数月を切捨てた勤続年数に応ずる額との差額の12分の1を1ヵ月分として計算する。
 - (5) 定年退職後に再雇用された者に対する退職金は、これを支給しない。

(端数の取扱)

第8条 退職金の算出金額に1,000円未満の端数があるときは、1,00 0円に繰上げる。

(支給時期)

第9条 退職金は、退職の日から原則として1週間以内に支給する。

(受給順位)

第10条 この規程により退職金を受取るべき本人が死亡した場合の受取人の順位は、労働基準法施行規則の定めによる。

(退職金の保全措置)

- 第11条 この退職金の支給を保全するため、勤労者退職金共済機構の中小企業 退職金共済に加入し、これにより支給される共済金をもって充てる。
 - 2 共済金が不足した場合は一般会計から補填する。

付 則

(施行期日)

- 1. この規程は、平成6年7月1日から施行する。
 - この規程は、平成10年4月1日から一部改正施行する。
 - この規程は、平成11年3月1日から一部改正施行する。
 - この規程は、平成20年1月1日から一部改正施行する。
 - この規程は、平成20年7月17日から一部改正施行する。
 - この規程は、平成23年5月1日から一部改正施行する。
 - この規程は、平成25年1月18日から一部改正施行する。
 - この規程は、令和2年4月1日から一部改正施行する。
 - この規程は、令和3年10月1日から一部改正施行する。
 - この規程は、令和4年4月1日から一部改正施行する。

退職金規程別表

退職金支給率表

勤続年数	支 給 率		描绘在粉	支 給 率		描绘年粉	支 給 率	
	Α欄	В欄	勤続年数	Α欄	В欄	勤続年数	Α欄	В欄
1年	0.2	0.5	15年	7	10	29年	14	28.5
2	0.5	1	16	7. 5	11	30	14. 5	30
3	1	1.5	17	8	12	31	15	31.5
4	1.5	2	18	8.5	13	32	15. 5	33
5	2	2.5	19	9	14	33	16	34. 5
6	2.5	3	20	9.5	15	34	16. 5	36
7	3	3. 5	21	10	16. 5	35	17	38
8	3. 5	4	22	10.5	18	36	17.5	39.5
9	4	4. 5	23	11	19. 5	37	18	41
10	4. 5	5	24	11.5	21	38	18.5	42.5
11	5	6	25	12	22.5	39	19	44
12	5. 5	7	26	12.5	24	40	19.5	45.5
13	6	8	27	13	25. 5			
14	6. 5	9	28	13. 5	27			

(注) A欄 普通退職

B欄 定年、業務上傷病による退職及び死亡